

「福祉と看護の研究誌」投稿規程

1. 投稿者の資格

著者は、福祉と看護の研究学会の会員とする。未加入の場合は、入会申込書の提出と会費の払い込みをもって投稿することができる。年会費の滞納がないことを条件とする。ただし、福祉と看護の研究学会が依頼した原稿はその限りではない。なお、投稿時は、投稿申込用紙に全ての著者の実筆でのサインを要する（PDFにて提出）。

2. 倫理的配慮

ヘルシンキ宣言に基づき、人及び動物が対象である研究の場合は、投稿論文に利用したデータや事例等については研究倫理上必要な手続きを経ていることなど倫理的配慮について本文に明記する。倫理審査委員会の名称及び番号を論文に付記すること。

3. 原稿の執筆要項

- 1) 論文の種類は、原著論文（研究論文のうち、研究そのものが独創的で、新しい知見を理論的に示している）、資料（資料的な価値がある）、実践報告（実践による研究、新たな手法、等）、総説（実証研究でないもの：査読無）、その他、とする。400文字程度の和文要約、キーワードをつけること。なお、原著論文には200語程度の英文要約と英文キーワードをつけ、ネイティブチェック（英文校閲）の証明書も提出する。
- 2) 論文の文字数は自由である。「,」と「。」を使用し、本文はMS明朝、数字及び英文はCenturyを用い半角で表記。
- 3) 原稿は、ワードプロセッサで作成する。A4版に横書きし、余白は上下左右とも3.0センチとし、40文字×40行とする。投稿原稿には各頁の下中央部に通し番号、左余白部に行番号（頁ごとに振り直す）を入れる。
- 4) 表紙には、タイトル、著者名（英文の表記も）、所属機関、連絡先住所、連絡先電話番号、連絡先メールアドレスを記す。複数の著者がいる場合はすべての著者の情報を記入する。なお、表紙には頁数を入れない。
- 5) 本文は、和文要約、キーワード、本文、引用文献、図表の順とする。なお、本文中の図表の挿入個所は本文の欄外に赤字で示すこと。原著論文の場合は、英文要約と英文キーワードは文献の後に記載する。
- 6) 章及び項立てはⅠ. → 1. → 1) → (1) とし、この場合の数字などは全角とする。
- 7) 最終原稿提出時の図・表は画像ではなく、エクセルまたはwordなど文字が取れる元データとする。なお、それ以外の場合は別途料金が発生する場合があります、それは著者側の負担となる。
- 8) 文末に著者資格及び利益相反を記載する。

4. 文献掲載方法

引用文献については、本文中に「・・・(著者、発行年)・・・」と表記し、本文の文尾に、アルファベット順に記載する。論文の場合は、著者名、発行年、題目、雑誌名、巻数、頁とする。著書の場合は、著者名、発行年、「著書名」、出版社、頁、発行地とする。ホームページの場合は、アドレスとアクセス日を示す。なお、著者名は3名まで記載し、3名

以上の場合は「ほか」または「他」あるいは「et al」とする。

本文中には著者名が英文であっても「○ら」での表記でよい。

厚生労働省・新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001whvj.html>. 2022. 7.15).

内山治夫（2009）「福祉サービスの主体と経営」, みらい, 67-78, 岐阜.

内山治夫（2000）地方自治体における高齢者福祉施策の歴史的経緯に関する実証的研究, 日本の地域福祉, 14, 101-110.

5. 著作権

本誌は、福祉と看護の研究学会の学術誌であり、毎年1回発行をする。著作権は、本会に帰属する。本会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。ただし、著者が自身の論文を利用する場合、事前の申し出は不要とする。なお、掲載論文の一部もしくは全部をホームページ等で公開する。

6. 掲載料金

掲載料金は、本文、図表を含めて刷り上り1ページにつき2,000円とし、執筆者が負担する。図表、写真など特殊製版を要した時には実費を執筆者が負担する。研究会依頼論文は研究会負担とする。

7. 原稿の送付

原稿の送付に際しては、表紙と本文原稿と図表（この時点では、図表を貼り付けてよい）を一つのファイル（オリジナルファイル）とし、執筆者情報（執筆者名など）を削除したコピー（査読用ファイル）をWord及びPDFで作成し、電子メールに添付して送付する。3週間以内に連絡がない場合は著者から再度研究会へ連絡をすること。受付後、査読を経て「受理」の結果を原則メールで連絡をする。投稿要項に添っていない原稿は、受付ができないため、差し戻し、修正の上、再投稿の受付を行う。

8. 別刷

別刷を希望する際の費用はすべて著者負担となる。

9. 校正

校正は原則として初校の際に著者が行うことができる。修正できるのは、誤字脱字のみであり、内容の修正は行うことはできない。

<附則>

1. 本規程は平成27年2月1日より発行する。
2. 本規程は平成28年9月30日に改訂。
3. 本規程は令和元年6月30日に改訂。
4. 本規程は令和3年6月30日に改訂。
5. 本規程は令和4年10月2日に改訂。

6. 本規程は令和 5 年 4 月 16 日に改訂。
7. 本規程は令和 6 年 5 月 11 日に改訂。
8. 本規程は令和 6 年 7 月 31 日に改訂。